



第 17 回

定時株主総会

招集ご通知

日 時

2024年 5月30日(木曜日)

午前10時 (受付開始 午前9時30分)

場 所

東京都中央区日本橋室町二丁目 4 番 3 号

YUITO 日本橋室町野村ビル

野村コンファレンスプラザ日本橋
6階大ホール

※前回と会場が異なりますので、ご注意ください。

決議事項

議案 取締役 1 名選任の件

株主総会資料に関するお知らせ

招集ご通知の全文は当社ウェブサイトに掲載しております。

書面交付請求された株主さまには、電子提供措置事項から一部を除いた書面をお送りしておりますので、ご了承ください。

書面交付請求されていない株主さまで、次回以降の株主総会について書面による株主総会資料の提供をご希望される場合は、お取引証券会社、又は当社株主名簿管理人までお問い合わせのうえ、お手続きくださいますようお願い申し上げます。



サインポスト株式会社

証券コード：3996

ごあいさつ

株主の皆さまには、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
また、令和6年能登半島地震により被災されました方々に、心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。
さて、第17回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたりご挨拶申し上げます。

2024年2月期はコンサルティング事業が堅調に推移するとともに、販売費及び一般管理費を中心にコスト縮減に努めてきたことで、期初の計画を大幅に上回る結果を出すことができました。

2025年2月期については、成長を再加速させる転換期と位置づけています。事業面では、社会のDXを加速させることを最重要テーマに、各事業の強みを伸ばすと同時にそれらのシナジーを通じて、よりお客さまに喜んでいただけるサービスやソリューションを提供してまいります。財政面では、2024年2月27日開催の臨時株主総会でご承認いただいた減資及び繰越利益剰余金の欠損填補により、健全性が高まった財政状態と低コスト体質をベースに企業価値向上に資する諸施策を実行してまいります。また、将来を見据えて、社会環境と経済環境の変化から生じる課題に対して想像力と創造力を発揮し、サステナブルな社会の実現に向けた行動を続けるとともに、それらを実行する人づくりにも絶え間なく取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長 蒲原 寧

創業理念

孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う

企業理念

ご満足いただけるソリューションを提供、
社会の一隅を照らす存在でありたい

- ・社会に新たな価値を創出し続ける
- ・お客さまと社会に感謝される仕事を
- ・社員が仕事を通じて成長するのを支援し社員とその家族を幸せに

使命

お客さまの一員として、時代のその先に

私たちは、お客さまの経営・業務課題の解決に、お客さまの一員として道しるべを示し、発想・技術・実現方法に限界を設けることなく、サービス・製品を想像し創造することで、世の中を変え、時代を切り拓きます。

そして、私たちの取り組みにより、お客さまをはじめ社会の人々の笑顔を増やし、社会の発展に貢献します。

証券コード 3996
2024年5月13日
(電子提供措置の開始日 2024年5月1日)

株主の皆さまへ

東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
サインポスト株式会社
代表取締役社長 蒲原 寧

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、お手数ながら当社ウェブサイト又は東証ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://signpost.co.jp/ir/library/>



上記ウェブサイトへアクセスして、「株主総会関連資料」欄をご確認ください。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
東証上場会社情報サービス



東証ウェブサイトでは、銘柄名(会社名)「サインポスト」又はコード「3996」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択して、ご確認ください。

なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2024年5月29日(水曜日)午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■インターネットによる議決権の行使

後記(5頁)「インターネットにて議決権を行使いただく場合」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

■書面(郵送)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2024年5月30日(木曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 YUITO 日本橋室町野村ビル 野村コンファレンスプラザ日本橋 6階大ホール
3. 目的事項	報告事項 第17期(2023年3月1日から2024年2月29日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件
	決議事項 議案 取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (2) 重複して行使された議決権の取扱いについて
 - ① インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - ② 議決権行使書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 紙資源節約のため、株主総会会場に印刷した招集ご通知はご用意しておりません。スマートフォン、タブレット等インターネットにアクセスできる機器をご持参のうえ、ご出席をお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求された株主さまにご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 事業報告のうち「会社の体制及び方針」
 - ・ 計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ 決議の結果は株主総会終了後、当社ウェブサイトにて掲載いたします。決議通知はお送りしませんのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

(ご参考)決議事項の要約

議案 取締役1名選任の件

取締役1名の選任をお願いするものであります。

氏 名	現在の地位及び担当
う かい あつし 鵜 飼 篤 新任	執行役員 イノベーション事業部長

本議案をご承認いただいた場合、取締役会の構成は以下のとおりになります。

氏 名	地位及び担当	取締役 在任年数 (本株主総会終結時)
かん ばら やすし 蒲 原 寧	代表取締役社長	17年
にし じま やす たか 西 島 康 隆	専務取締役 金融・公共ソリューション事業部長 兼 DX・地方共創事業管掌	16年
にし じま ゆう いち 西 島 雄 一	常務取締役 コーポレート本部長	11年
う かい あつし 鵜 飼 篤 新任	取締役 イノベーション事業部長	—
う え だ とし みち 植 田 俊 道 社外 独立役員	取締役	7年
こ ばやし ひろ あき 小 林 弘 明 社外 独立役員	取締役 指名・報酬委員会委員長	6年
ふ じ た あき ひさ 藤 田 明 久 社外 独立役員	取締役	1年

(注) 「地位及び担当」は、本総会終結後のものを記載しています。

議決権行使のご案内



インターネットにて議決権を行使いただく場合

議決権行使期限

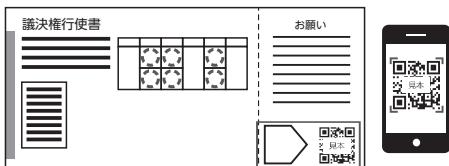
2024年 5月 29日 (水曜日) 午後6時入力分まで

議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い議決案に対する賛否をご入力ください。

QRコードを読取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインできます。

- 1 議決権行使書用紙右下に
記載のQRコードを讀取ってください。



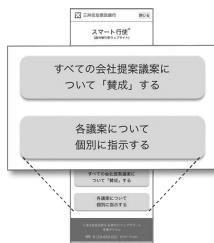
※議決権行使書用紙はイメージです。
※[QRコード]は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での 議決権行使は 1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容
を変更する場合は、右記
記載の「議決権行使コード」・
「パスワード」を入力
する方法にてお願いいた
します。

(注) QRコードを再度讀取っ
ていただくと、PC向けサイト
へ遷移できます。



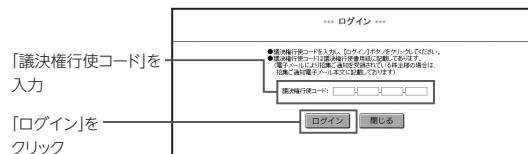
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031 フリーダイヤル
(受付時間 午前9時～午後9時)



書面（郵送）にて議決権を行使いただく場合

議決権行使期限

2024年 5月 29日 (水曜日) 午後6時到着分まで

議決権行使書用紙に議決案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役1名選任の件

当社の取締役会は2023年5月30日開催の定時株主総会において選任いただいた7名のうち、富澤一憲氏が2023年10月31日付で辞任いたしました。それ以降、現在まで6名で運営しておりますが、経営体制及び監督機能の強化を図るため取締役1名の増員をお願いするものであります。

なお、新たに選任される取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は指名・報酬委員会の答申を経て取締役会にて決定しております。

取締役候補者の詳細及び取締役候補者とした理由は次のとおりであります。

う か い あつし
 鵜 飼 篤

新任

生年月日

1983年5月10日

所有する当社の株式数

9,237株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年9月 当社 入社
 2018年6月 金融システム第二部 部長代理
 2019年2月 コーポレート本部 部長代理
 2019年5月 イノベーション事業部 事業部長代理
 2019年8月 執行役員(現任)
 イノベーション事業部長(現任)

取締役候補者とした理由

鵜飼篤氏は、コンサルティング事業において多数のプロジェクトに関与し、強力なリーダーシップとお客さまからの厚い信頼獲得を通じて高品質なコンサルティングサービスの提供に尽力してまいりました。イノベーション事業においては、事業を統括するとともに、サービス・製品の創出と販売においても陣頭指揮を執ってまいりました。同氏の当社の理念・使命に対する深い理解とそれに基づく豊富な経験が、当社の企業価値向上及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、新任取締役候補者としてしました。

(注)1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、当該候補者が取締役に就任した場合には、当該候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、在任取締役及び当該候補者の任期途中で当該保険契約を上記と同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考)取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社が理念と使命を高いレベルで実践して企業価値の向上を実現するために、取締役及び監査役が備えるべき知識や知見について、以下のように取りまとめています。

スキル項目	基準	選定理由
企業経営・ 事業推進の ためのスキル	企業経営 企業の代表者又は組織 等の運営責任者の経験	中長期的な視野で企業価値の向上を実現するためには、企業活動全般を俯瞰した戦略策定と強力なリーダーシップで事業を推進する豊富な経験と高度な知見が必要であるため。
	業界知見 事業展開する分野・領 域に関する知見	事業の成長を通じて企業価値の向上を実現するためには、お客さまの経営・業務に対する深い洞察力とお客さまの課題に対して最適解決策を考案・実行できる高度な知見が必要であるため。
	ICT・DX 最新テクノロジーの知 見及びそれを活用した 事業企画の経験	生産性向上にデジタル技術の活用が必須の中、これを事業活動に取り入れ企業価値の向上を実現するためには、最新技術の動向を理解してイノベーションを推進できる高度な知見が必要であるため。
経営基盤の 確立・強化 のためのス キル	財務会計・ ファイナンス 実務経験及び専門性	最適な経営資源の配分を通じて企業価値の向上を実現するためには、正確に財政状態を把握するとともに、成長への投資と財務基盤の強化とをバランスよく判断できる豊富な経験と高度な知見が必要であるため。
	コンプライアンス・ リスク管理 実務経験及び専門性	課題や変化に柔軟かつ安定的に対処することを通じて企業価値の向上を実現するためには、法令や社会規範に関する深い知識とリスクを適切に把握して、損失を低減・回避する高度な知見が必要であるため。
	人事・労務 実務経験及び専門性	競争力を高めて企業価値の向上を実現するためには、人材の能力開発と従業員のエンゲージメント向上を通じて組織力を強化する高度な知見が必要であるため。
持続性を高 めるための 視点・経験	サステナビリティ 持続的成長を実現する ための知見	事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献することにより企業価値の向上を実現するためには、ESGに関する課題の知識と解決に向けて施策を立案・推進する高度な知見が必要であるため。
	多様性 異業種を営む企業の役 員経験等の多様性	社会のあり方が大きく変わり続ける中において企業価値の向上を実現するためには、様々な経験や価値観を持つ取締役及び監査役が議論することによって意思決定の質の向上とイノベーションを創出することが必要であるため。

本総会終結後の経営体制並びに当社が特に重要視する各取締役及び各監査役のスキル

氏名	地位及び担当	企業経営	業界知見	ICT・DX	財務会計・ ファイナンス	コンプライアンス・ リスク管理	人事・ 労務	サステナビリティ	多様性
蒲原 寧	代表取締役社長	●	●					●	
西島 康隆	専務取締役 金融・公共ソリューション 事業部長 兼 DX・地方共創事業管掌		●	●			●		
西島 雄一	常務取締役 コーポレート本部長				●	●	●		
鵜飼 篤	取締役 イノベーション事業部長		●	●				●	
植田 俊道	社外取締役(独立役員)				●	●		●	●
小林 弘明	社外取締役(独立役員) 指名・報酬委員会委員長	●				●		●	●
藤田 明久	社外取締役(独立役員)	●		●				●	●
奥井 裕介	常勤監査役		●			●	●		
石黒 和彦	社外監査役(独立役員)				●	●		●	●
藤宮 宏章	社外監査役(独立役員)	●		●		●			●

(注) 「地位及び担当」は本総会終結後のものを記載しています。

以上

事業報告 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

1 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度における当社を取り巻く経営環境は、当社がコンサルティングサービスを提供する金融業界では、金利政策の変化や株式市場の上昇等を受けて銀行、証券会社及び投資運用会社等幅広い業種で収益力向上の期待が高まっています。また、グリーントランスフォーメーション(GX)融資等のサステナビリティに関する取り組みの強化及び人的資本への投資や生成AIの活用による生産性向上の試み等、中長期的な視野に立った取り組みが活発化しています。イノベーション事業が製品・サービスを提供する小売業界では、個人消費の上昇が緩慢な中、賃金・物価上昇への対応が重要な経営課題になっています。DX・地方共創事業の顧客層である中堅・中小企業では、業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)に関する関心が急速に高まっています。

このような環境の中、コンサルティング事業では、既存得意先を中心に受注が堅調に増加しました。イノベーション事業では、コンパクトPOSセルフレジ「EZレジ」(イージーレジ)を職域売店及び職域食堂等のほか、合同会社AVENDが展開する無人古着屋「SELFURUGI」に販売しました。また、書店向けセルフレジ「ワンダーレジ-BOOK」が株式会社明文堂プランナーの旗艦店「TSUTAYAレイクタウン」(埼玉県越谷市)及び「金沢ビーンズ(明文堂書店金沢駅前本店)」(石川県金沢市)に採用されました。これらのほか、昨年から続いてきた店舗ソリューションの受託開発を完了しました。DX・地方共創事業では、地域金融機関と協働して中堅・中小企業のDXプロジェクトを支援するサービスのビジネススキームを開発し、営業活動を開始しました。

関連会社の株式会社TOUCH TO GO(以下「TTG」という。)では、無人決済システム「TTG-SENSE」と「TTG-SENSE MICRO」の拡販に取り組み、これまでにファミリーマートブランドで30店舗以上で稼働しているほか、化粧品販売の無人店舗、ホテル内の小規模売店、従業員専用の職域売店及びスーパーマーケット業の新業態の試み等多様な用途で活用されています。

以上の結果、当事業年度における経営成績は売上高2,929百万円(前期比13.8%増)となりました。利益面では、コンサルティング事業の増収効果並びに固定費削減や租税公課の減少等により販売費及び一般管理費を抑制したことを主因に営業利益101百万円(前期は営業損失110百万円)、経常利益94百万円(前期は経常損失119百万円)、コスト削減を目的にした事務所移転に伴う一時的な費用等の特別損失を計上した一方で、繰延税金資産の計上により法人税等調整額が増益要因となり当期純利益128百万円(前期は当期純損失132百万円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりです。

(コンサルティング事業)

IT部門の業務推進支援の需要が高く、従業員の増加に合わせて受注が堅調に推移しました。また、銀行の基幹システムの移行・統合プロジェクトの推進支援も堅調に推移したこと等によって売上高が増加しました。費用面では、従業員の待遇改善による人件費の上昇や一部のプロジェクトで外注が増加する等のコスト増加要因があった一方で、販売費及び一般管理費が減少しました。これらの結果、売上高は2,821百万円(前期比14.4%増)、セグメント利益は494百万円(前期比26.6%増)となりました。

(イノベーション事業)

株式会社明文堂プランナーへのワンダーレジ-BOOKやSELFURUGI等へのEZレジの販売がありました。加えて、店舗ソリューションの開発を完了したことに伴う報酬があったほか、TTGから無人決済システムに係るロイヤリティを受領しました。費用面では、研究開発テーマの絞り込みや体制の効率化、固定費の削減等により販売費及び一般管理費が減少しました。これらの結果、売上高は78百万円(前期比16.2%減)、セグメント損失は154百万円(前期はセグメント損失206百万円)となりました。

(DX・地方共創事業)

地域金融機関と協働で、当社のITスキルやプロジェクト推進のノウハウを活用して顧客のDX実現と持続的な成長を支援するサービスの開発に取り組みました。また、コンサルティング事業の得意先に対してIT部門の業務支援を行いました。これらの結果、売上高は30百万円(前期比108.3%増)、セグメント損失は2百万円(前期はセグメント損失63百万円)となりました。

事業セグメント別の業績

事業別	売上高		セグメント利益 (△はセグメント損失)	
	第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)	第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)
コンサルティング事業	2,466,258千円	2,821,152千円	390,683千円	494,656千円
イノベーション事業	93,208	78,112	△206,018	△154,221
DX・地方共創事業	14,589	30,394	△63,982	△2,499

2. 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

2023年12月25日に第5回無担保社債200百万円を発行いたしました。

4. 対処すべき課題

(1) 経営の基本方針

当社は創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を事業活動における最上位概念に、これを目指すための当社のあり方を示した企業理念と当社が社会にもたらす価値や行動指針を示した「使命」を定めています。当社はこれらの経営の基本方針を高いレベルで実践することを通じて中長期的に企業価値を高めるとともに、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。

【創業理念】

孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う

【企業理念】

ご満足いただけるソリューションを提供、社会の一隅を照らす存在でありたい

- ・社会に新たな価値を創出し続ける
- ・お客さまと社会に感謝される仕事を
- ・社員が仕事を通じて成長するのを支援し社員とその家族を幸せに

【使命】

「お客さまの一員として、時代のその先に」

私たちは、お客さまの経営・業務課題の解決に、お客さまの一員として道しるべを示し、発想・技術・実現方法に限界を設けることなく、サービス・製品を想像し創造することで、世の中を変え、時代を切り拓きます。そして、私たちの取り組みにより、お客さまをはじめ社会の人々の笑顔を増やし、社会の発展に貢献します。

(2) サステナビリティへの取り組み

サステナビリティを巡る課題に対応することは、当社の基本的な価値観に合致するものと考えています。当社は、事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献する取り組みや持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献する施策を加速するために、サステナビリティ推進の基本方針を定めています。

【サステナビリティ推進の基本方針】

創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」の下、地球環境や社会基盤をより豊かにし、後世に受け渡していくために持続可能な社会の実現に貢献します。

(環境に対する考え方)

新しい生命を育む基盤となる地球環境を守り、次世代に引き継ぐ責任を果たすために、ステークホルダーとの連携を通じて、あらゆる場面で環境の保全に取り組みます。

(社会に対する考え方)

社会からの感謝の言葉を最大の喜びに、グローバルな視点で社会インフラの発展と地域社会の活性化に取り組んでまいります。

全てのステークホルダーの笑顔を増やし笑顔であり続けるために、一人ひとりの権利と価値観を尊重し、人の成長を通じて社会に付加価値をもたらすことを誇りと喜びにします。

(ガバナンスに対する考え方)

誠実な行動、公正で透明性の高い企業統治、ステークホルダーとの建設的な対話によって、社会の一員として信頼される企業であり続けます。

この方針の下、環境・社会・ガバナンスの視点からの課題を、経営上の重要な課題の一つと捉え、持続的な企業価値の向上と持続可能な社会の実現に資する取り組みを積極的に推進してまいります。

(3) 人的資本への取り組み

当社は、これまでに鍛えてきた競争力を根付かせるとともに、将来にわたり事業基盤を強化し続けるためには、人材に対する投資と施策の実行を経営上の最重要事項に位置づけています。具体的には、採用活動の強化、離職防止、女性の活躍推進、働き方の多様化への対応、エンゲージメントの向上及びイノベーションを發揮しやすい社内環境の醸成を主要課題とし、人的資本を厚くする取り組みを推進していきます。

(4) 2025年2月期の見通し

2025年2月期は、成長を再加速させる転換期と位置づけています。社会のDXを加速させることを最重要テーマに各事業間の強みを伸ばすと同時に、それらのシナジーを通じてサービスの付加価値を高めていく方針です。コンサルティング事業では、金融機関からの受注は引き続き堅調に増加する見込みです。加えて、一般事業会社を中心にデジタル技術を活用して新しいユーザー体験(UX)の提供を目指すIT関連プロジェクトが増加しており、この分野での競争力を強化し事業領域拡大と顧客開拓を図ることを目的に金融・コンサルティング事業部傘下に「デジタルUX推進部」を新設しました。イノベーション事業では、ワンダーレジ等の営業で培った知見を活かして、製品の販売に加え、小売店の生産性を改善するコンサルティングやソリューションの提供を強化してまいります。DX・地方共創事業では、地域金融機関と協働して開発した中堅・中小企業に対するDX推進コンサルティングサービスの拡大に取り組んでまいります。また、販売費及び一般管理費の増加は一定程度抑制される見込みです。

これらの結果、2025年2月期の業績見通しは、売上高3,269百万円(前期比11.6%増)、営業利益132百万円(前期比29.8%増)、経常利益130百万円(前期比37.0%増)、法人税等調整額(益)の計上により当期純利益166百万円(前期比28.9%増)を計画しています。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は2020年2月期から2023年2月期にわたり、営業損失、経常損失及び当期純損失を計上してまいりました。また、営業キャッシュ・フローも2021年2月期から3期連続でマイナスとなりました。これらを受け、2021年2月期以降、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在してまいりました。

このような状況を解消すべく、当社は高い手元流動性を維持するとともに、ロケーションの見直し等による固定費の削減及び研究開発活動の最適化等、支出抑制に取り組んでまいりました。また、高需要が続くコンサルティング事業の伸長に集中的に経営資源を投下し、金融業界のお客さまのニーズに応えてまいりました。これらの結果、2024年2月期は営業利益を計上するとともに、営業キャッシュ・フローもプラスとなりました。2025年2月期以降もコンサルティング事業が業績の牽引役になるとともに、DX・地方共創事業も黒字に転換し収益力が高まると見込まれることから、営業利益の計上と営業キャッシュ・フローのプラスが定着すると考えています。

これらの状況から当事業年度末において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消したと考えております。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 (2021年2月期)	第15期 (2022年2月期)	第16期 (2023年2月期)	第17期 (2024年2月期)
売上高(千円)	2,037,394	2,119,080	2,574,056	2,929,659
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△611,160	△382,888	△119,454	94,870
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△786,862	△291,848	△132,637	128,779
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△69.78	△23.08	△10.38	10.07
総資産(千円)	2,149,695	2,300,292	2,395,621	2,601,242
純資産(千円)	1,309,392	1,539,362	1,416,577	1,545,810
1株当たり純資産額(円)	107.96	120.57	110.87	120.88

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算定しています。
 2. 第16期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第16期以降に係る各数値については、当該会計基準を適用した後の数値となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 重要な関連会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社TOUCH TO GO	東京都港区	100百万円	39.02%	無人決済店舗システム及びサービスの開発及び販売

(注) 資本金及び議決権比率は当事業年度末時点の数値であります。

7. 主要な事業内容(2024年2月29日現在)

事業	主要サービス
コンサルティング事業	金融機関や公共機関向けプロジェクトマネジメント支援、IT部門支援
イノベーション事業	人工知能(AI)、ディープラーニング及び各種センサーを使ったセンシング技術等を応用した製品・サービスの研究開発及び販売
DX・地方共創事業	デジタルトランスフォーメーション(DX)技術とオープンイノベーションによって生み出したソリューションの販売

8. 主要な営業所及び工場(2024年2月29日現在)

名称	所在地
本社	東京都中央区

9. 従業員の状況(2024年2月29日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
171名	6名増	36.9歳	5.0年

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者は含んでいません。

10. 主要な借入先(2024年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	30,000千円
株式会社りそな銀行	16,650
株式会社きらぼし銀行	16,650
株式会社第四北越銀行	1,147

2 会社の株式に関する事項(2024年2月29日現在)

1. 発行可能株式総数 35,600,000株
2. 発行済株式の総数 12,790,995株 (自己株式3,211株を含む。)
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数が前期末に比べ10,800株増加しています。
3. 株主数 7,522名

4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
蒲 原 寧	2,880,620株	22.53%
道しるべ株式会社	1,350,000	10.56
奥 井 裕 介	740,000	5.79
西 島 康 隆	341,949	2.67
武 田 陽 三	322,700	2.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	261,600	2.05
小 阪 健 雄	260,000	2.03
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	172,522	1.35
小 原 裕 明	120,500	0.94
JP JPMSE LUX RE NOMURA INT PLC 1 EQ CO	106,961	0.84

(注) 持株比率は自己株式(3,211株)を控除して計算しております。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項(2024年2月29日現在)

1. 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権に関する重要な事項

当社使用人の保有する新株予約権の状況

	第7回新株予約権
発行決議日	2016年7月25日
区分	使用人
保有者数	10名
新株予約権の数	48個
新株予約権の目的となる株式の数	19,200株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価額	無償
権利行使時1株当たりの行使価額	42円
権利行使期間	2018年5月23日から2026年5月22日まで
新株予約権の行使の条件	(注)3

(注)1. 2017年7月31日付で、1株につき100株の割合で株式分割を行っています。

2. 2018年3月1日付で、1株につき4株の割合で株式分割を行っています。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使は行使しようとする新株予約権又は新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議によって取得事由の生じた新株予約権の行使を認めることがない旨確定することができるものとし、かかる決議がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

4 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等(2024年2月29日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	蒲 原 寧	イノベーション事業管掌 兼 DX・地方共創事業管掌
専務取締役	西 島 康 隆	金融・公共ソリューション事業部長
常務取締役	西 島 雄 一	コーポレート本部長
取 締 役	植 田 俊 道	株式会社ホンキートンク 代表取締役 サンパイオ株式会社 社外監査役
取 締 役	小 林 弘 明	
取 締 役	藤 田 明 久	株式会社MIXI 社外取締役 インフォコム株式会社 社外取締役
常勤監査役	奥 井 裕 介	
監 査 役	石 黒 和 彦	株式会社セブン銀行 常勤監査役
監 査 役	藤 宮 宏 章	株式会社フジ総研 代表取締役社長 ARアドバンステクノロジー株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役植田俊道氏、小林弘明氏及び藤田明久氏は社外取締役であります。
 2. 監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏は社外監査役であります。
 3. 当社は取締役植田俊道氏、小林弘明氏及び藤田明久氏、監査役石黒和彦氏及び藤宮宏章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
 4. 取締役植田俊道氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役石黒和彦氏は金融機関における長年の経験があり、また、株式会社セブン銀行において取締役及び監査役の経験があり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日	退任理由
常務取締役	富 澤 一 憲	イノベーション事業管掌 兼 DX・地方共創事業管掌	2023年10月31日	辞 任

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は植田俊道氏、小林弘明氏、藤田明久氏、石黒和彦氏及び藤宮宏章氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役全員、監査役全員、執行役員全員及び重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しています。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針について、指名・報酬委員会の答申を踏まえて2021年2月15日開催の取締役会において以下のとおり決定しています。

(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 役員の報酬等の方針

当社は創業理念「孫の代まで豊かな社会を創る一翼を担う」を実現するために、当社の「使命」の実践を通じて社会問題やお客さまの経営課題を解決することによって、中長期的に企業価値を創造し、全てのステークホルダーから信頼される企業となることを目指しています。役員報酬はこの理念の達成と中長期的な企業価値向上の重要な動機付けとして機能するよう、取締役の報酬については、基本報酬と譲渡制限付株式報酬で構成します。監査役の報酬については、独立した立場から取締役の職務執行を監督するという役割を鑑み、基本報酬のみとします。

報酬の水準は外部機関による資料を参考にしながら、企業価値向上のインセンティブとして機能する水準とすることとしています。

② 取締役の報酬

a. 基本報酬

取締役による堅実な職務遂行を促進することを目的とした報酬であり、各取締役の報酬額は個人の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して決定し、

月額固定の金銭報酬として支給します。

b. 譲渡制限付株式報酬

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を目的として譲渡制限付株式を支給します。

譲渡制限付株式報酬の報酬額は業績、財政状態及び経営環境等を勘案するとともに、各取締役の役割、職責、実績及び将来に対する取り組みを総合的に考慮して、基本報酬の20%を上限に支給します。

取締役は取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、譲渡制限付株式の割当を受けるものとします。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は5年以上とし、譲渡制限期間の満了又は所定の条件を満たした場合に譲渡制限が解除されます。

なお、取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、任期満了、定年、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、譲渡制限が解除されていない譲渡制限付株式を無償で取得します。

③ 監査役の報酬

各監査役の経験、見識や役職等に応じて、月額固定の金銭報酬を支給します。

(2) 報酬等の決定プロセス

当社は取締役、監査役及び執行役員の指名並びに報酬の決定プロセスの透明性と客観性を確保するため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は社外取締役小林弘明氏を委員長とし、代表取締役社長蒲原寧氏及び社外取締役植田俊道氏で構成されています。委員の過半数を社外取締役が占めることで、指名及び報酬の決定プロセスの透明性と客観性を高めています。

取締役の報酬について、取締役会は指名・報酬委員会に報酬等の体系、水準、個人別の報酬等の内容、これらの決定方針並びに手続きについて諮問し、その答申を踏まえて、取締役会において取締役の報酬等の方針並びに内容等を決定しています。

取締役各個人に支給する基本報酬及び譲渡制限付株式報酬の具体的な金額は、指名・報酬委員会で協議することを条件に代表取締役社長蒲原寧氏に一任しています。代表取締役社長は取締役会の決定に基づき、各取締役の個人別の報酬等の額を指名・報酬委員会に報告・諮問し、その結果を踏まえて決定しています。これらの権限を委任する理由は、当社全体の事業の状況や取り巻く経営環境、また、当社の将来像を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が、指名・報酬委員会が適切に関

与する手続きを経て決定されていることを確認しており、決定方針に沿うものであると判断しています。

監査役の報酬については、監査役の協議により決定します。また、必要に応じて指名・報酬委員会に報酬等の水準について諮問し、意見を求めることがあります。

(3) 当事業年度に係る報酬額の総額

区分	員数	基本報酬	譲渡制限付株式報酬	合計
取締役	7名	86,800千円	2,144千円	88,944千円
(うち社外取締役)	(3)	(13,200)	(239)	(13,439)
監査役	3	12,000	—	12,000
(うち社外監査役)	(2)	(6,000)	(—)	(6,000)
合計	10	98,800	2,144	100,944
(うち社外役員)	(5)	(19,200)	(239)	(19,439)

(注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。

2. 取締役の基本報酬額は2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)(但し、使用人分給与とは含まない)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 取締役の譲渡制限付株式報酬は2020年5月28日開催の第13回定時株主総会において、基本報酬とは別枠で譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を年額60百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内)とし、これにより発行又は処分される譲渡制限付株式の総数は年50,000株以内(うち社外取締役分は年6,500株以内)とすることが決議されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)です。
4. 監査役報酬は基本報酬のみであり、監査役報酬等の額は2009年4月28日開催の第2回定時株主総会において年額20百万円以内とすることが決議されており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。
5. 譲渡制限付株式報酬は当社の株式であり、その内容は「(1) 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しています。なお、当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式はありません。
6. 譲渡制限付株式報酬の額は当該報酬の当事業年度における費用計上額です。
7. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2023年10月31日付で退任した取締役1名を含んでいます。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役植田俊道氏は株式会社ホンキートンクの代表取締役及びサンバイオ株式会社の社外監査役を兼務しております。株式会社ホンキートンク及びサンバイオ株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

取締役藤田明久氏は株式会社MIXIの社外取締役及びインフォコム株式会社の社外取締役を兼務しております。株式会社MIXI及びインフォコム株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

監査役石黒和彦氏は株式会社セブン銀行の常勤監査役を兼務しております。株式会社セブン銀行と当社の間には特別の関係はありません。

監査役藤宮宏章氏は株式会社フジ総研の代表取締役社長及びARアドバンステクノロジー株式会社の社外取締役を兼務しております。株式会社フジ総研及びARアドバンステクノロジー株式会社と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

社外取締役及び社外監査役の主な活動状況は以下のとおりです。

① 社外取締役

氏名	取締役会出席状況	主な発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
植田 俊道	19回 /19回	公認会計士として企業会計及びディスクロージャー制度等に関する豊富な知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員として、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、役員の選解任及び報酬の透明性向上に貢献しました。
小林 弘明	19回 /19回	金融機関における会社経営及び金融機関のITシステムに関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。 また、指名・報酬委員会の委員長として、取締役の指名並びに取締役の報酬決定に際しては、委員会を主導し、役員の選解任及び報酬の透明性の向上に貢献しました。
藤田 明久	14回 /14回	情報サービス及び観光関連事業等における会社経営並びに幅広い事業領域で戦略の策定から実行に至るまで事業推進に関する豊富な経験と知見を有しており、業務執行を経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行いました。

(注) 1. 藤田明久氏につきましては、2023年5月30日就任後の状況を記載しております。

2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議が1回ありました。

② 社外監査役

氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な発言状況
石黒和彦	17回 /19回	14回 /14回	金融システムに関する高い専門性と会社経営に関する豊富な経験と知見に加えて、金融機関の監査役を務めており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。
藤宮宏章	17回 /19回	12回 /14回	会社経営のトップとしての高い見識とITサービス事業を統率する豊富な経験を有しており、これらの経験と知見に基づき取締役会及び監査役会において適宜発言するなどし、監査機能を適切に発揮しました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議が1回ありました。

5 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

監査法人 F R I Q

(注) 2023年5月30日開催の第16回定時株主総会において、新たに監査法人FRIQが当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

2. 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

3. 非監査業務の内容

前会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対し、後任監査人への監査業務引継ぎの非監査業務報酬として1,500千円を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表(2024年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,958,816	流動負債	594,173
現金及び預金	1,390,530	買掛金	162,275
売掛金	347,569	1年内償還予定の社債	110,000
契約資産	130,792	1年内返済予定の長期借入金	54,447
リース投資資産	238	未払金	31,223
製品	5,693	未払費用	39,164
仕掛品	2,654	未払消費税等	53,362
原材料及び貯蔵品	14,656	契約負債	2,976
前渡金	11,374	預り金	8,871
前払費用	23,258	賞与引当金	131,627
その他	32,049	その他	225
固定資産	642,426	固定負債	461,258
有形固定資産	0	社債	310,000
建物	6,439	長期借入金	10,000
減価償却累計額	△6,439	退職給付引当金	132,967
建物(純額)	0	資産除去債務	8,290
工具、器具及び備品	11,585	負債合計	1,055,431
減価償却累計額	△11,585	(純資産の部)	
工具、器具及び備品(純額)	0	株主資本	1,545,810
レンタル資産	1,296	資本金	60,084
減価償却累計額	△1,296	資本剰余金	1,357,895
レンタル資産(純額)	0	資本準備金	1,100,270
無形固定資産	147	その他資本剰余金	257,624
ソフトウェア	147	利益剰余金	128,779
投資その他の資産	642,278	その他利益剰余金	128,779
投資有価証券	7,193	繰越利益剰余金	128,779
関係会社株式	541,950	自己株式	△947
繰延税金資産	56,205	純資産合計	1,545,810
その他	36,929	負債・純資産合計	2,601,242
資産合計	2,601,242		

損益計算書 (2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,929,659
売上原価	2,126,723
売上総利益	802,935
販売費及び一般管理費	701,206
営業利益	101,729
営業外収益	118
受取利息	11
その他	107
営業外費用	6,977
支払利息	849
株式交付費	185
社債利息	1,626
社債発行費	4,017
その他	299
経常利益	94,870
特別損失	20,006
減損損失	17,267
事務所移転費用	2,739
税引前当期純利益	74,863
法人税、住民税及び事業税	2,290
法人税等調整額	△56,205
法人税等合計	△53,915
当期純利益	128,779

監査報告書

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年4月19日

サインポスト株式会社
取締役会 御中

監査法人FRIQ
東京都千代田区
指 定 社 員 公認会計士 佐藤 稔 幸
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 三 村 啓 太
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サインポスト株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第17期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人FRIQの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月22日

サインポスト株式会社 監査役会

常勤監査役 奥井裕介 ㊞

社外監査役 石黒和彦 ㊞

社外監査役 藤宮宏章 ㊞

以上

トピックス

TTGの無人決済システムを導入した「ファミリーマート 羽村駅/S店」がオープン

株式会社TOUCH TO GO（略称：TTG）は無人決済システムの実用化を目的に、2019年7月、当社とJR東日本スタートアップ株式会社の合併で設立されました。その後、TTGは株式会社ファミリーマートと資本業務提携し、協働してオフィス、駅構内、市役所、学校、職域等に無人決済店舗を出店してまいりました。

そしてこの度、2024年3月、JR東日本 羽村駅に「ファミリーマート羽村駅/S店」をオープン。同店はJR東日本の駅内に初めて設置されたTTGとファミリーマートによる無人決済店舗です。また、両社による無人決済店舗としては36店舗目になります。

今後もTTGとファミリーマートはお店を利用するお客さまのニーズに応えるとともに、人手不足の解消を目指して、無人決済店舗の拡大に取り組んでまいります。



▲店舗入口



▲店舗内観

東京駅の東海道新幹線ホームの無人店舗でTTGの無人決済システムが稼働開始



▲店舗イメージ

TTG、株式会社JR東日本リテイリング・プラス及び株式会社グレイプストーンの3社は、共同で無人決済店舗「TOKYO BANANA express」を東京駅の東海道新幹線の16・17番ホームにオープンしました。この店舗は対面型店舗でありながら、TTGの無人決済システムの特徴である商品を手にとり決済エリアで会計をするだけの使いやすさを実現。また、商品ラインナップを絞るなどして、出張や旅行でお急ぎのお客さまがスムーズにご利用できるよう工夫しています。

3社は利用状況や無人店舗の課題を分析しながら、今後の展開を検討していく方針です。

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO 日本橋室町野村ビル
野村コンファレンスプラザ日本橋
6階大ホール



交通のご案内

- 地下鉄 東京メトロ銀座線・半蔵門線「三越前」駅(A9出口)徒歩1分
- J R線 総武本線「新日本橋」駅より地下通路にて徒歩3分
各線「神田」駅(南口)徒歩7分

※駐車場をご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

前回と会場が異なりますので、ご注意ください。
お土産のご用意はございませんので、ご了承ください。

サインポスト株式会社

〒103-0023
東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号
TEL:03-5652-6031
<https://signpost.co.jp/>



電子提供措置の開始日 2024年5月1日

第17回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

6 会社の体制及び方針
株主資本等変動計算書
個別注記表

サインポスト株式会社

6 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス上の諸規程を当社の行動規範とし、取締役及び使用人に対し定期的を実施する研修等を通じて、法令及び社会倫理の遵守を全ての企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② コンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を責任者とするコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な事項を審議し、その結果を取締役に報告する。
- ③ コンプライアンス推進委員会事務局の担当取締役を任命する。当該担当取締役の下、コンプライアンスを統括するコーポレート本部は、コンプライアンス体制を整備、維持する。また、内部監査担当部署である品質管理部は、その実施状況、有効性等を監査する。
- ④ 法令違反、社会倫理上疑義のある行為等について、使用人が直接コンプライアンス推進委員会に情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置、運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、関連資料とともに保管、管理するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ① 全社的なリスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置し、委員長は代表取締役社長とする。
- ② リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、リスク管理の実効性を高めるための諸施策を実施する。また、リスク管理の状況を定期的にモニタリングする。
- ③ リスクの現実化に伴う危機に備え、緊急時対策、損害拡大防止策、復旧対策及び再発防止対策を内容とする災害対策手順書を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会による経営計画の策定、経営計画に基づく各業務執行取締役による事業部門毎の業務目標と予算の設定、及び月次・四半期業績管理の実施を内容とする経営管理システムを適切に運用して、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ② 取締役会決議事項以外の重要な事項については、経営会議により協議を行った後、担当取締役が執行することにより意思決定の迅速化を図る。
- ③ 取締役会の決議に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、業務の効率的運営及びその責任体制を確立する。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社の各部門は自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性、当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役の求めに応じて監査役の職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は監査役の指揮命令に従うとともに、当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得ることとし、その独立性及び指示の実効性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は当社に重大な損失を与える事項が発生し、又は発生するおそれがあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、これにかかわらず、監査役は、必要に応じて取締役又は使用人に報告を求めることができる。報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法による。なお、当社は監査役に報告した者に対して、報告を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いも行ってはならないものとする。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行を図るため、代表取締役との定期的な意見交換会を開催する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役会

当社の取締役会は常勤取締役3名及び社外取締役3名で構成されており、社外取締役を除き、各取締役はそれぞれの部門を管掌しています。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会には監査役も出席し、経営に関する重要事項や業務執行の決定のための監査機能を確保しています。

(2) 監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名で構成されております。

監査役会は毎月1回開催されているほか、必要に応じて臨時に開催しており、その他、取締役会など会社の重要な会議に出席して、社内の実態を把握するなどして、内部監査や監査法人との連携に努めています。監査役は取締役の職務執行が法令を遵守しているか否かの観点から、年度監査計画に基づいて監査の実施、取締役会への出席、各取締役との定期的な面談を行うなどして、内部統制の有効性を検証しています。

(3) 経営会議

当社は取締役会の実効性向上と業務執行の迅速化を目的に、取締役会の委嘱を受けた事項及びその他経営に属する重要事項を協議する会議体として経営会議を設置しています。経営会議は主に常勤取締役で構成されており、代表取締役社長が議長を務めています。毎週1回の定時経営会議のほか必要に応じて随時開催しています。常勤監査役は任意で出席できるものとしています。また、社外取締役は定期的に経営会議に出席し、職務執行状況について役員から直接報告を受け、経営陣幹部に対して適宜助言しており、社外取締役による経営の監督機能を補完しています。

(4) 指名・報酬委員会

当社は指名並びに報酬の決定プロセスの透明性、客観性及び説明責任を強化するために、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会は取締役会の決議により選定された3名以上の取締役(うち半数以上は社外取締役)で構成し、取締役会の諮問に応じ、取締役、監査役及び執行役員の人事及び報酬等に関する事項について審議、答申しています。

(5) 内部監査

内部監査規程に基づいて、社長直轄の内部監査担当部署である品質管理部が、当社の業務執行の重要な部分であるプロジェクトの運営の監査(随時)のほか、これを含む内部統制組織全体の有効性の評価、分析、改善指導を定期的を実施しています。

品質管理部の担当者それぞれが独立した立場で監査を行うことで牽制機能を果たしており、監査の有効性を高めるため、四半期及び期末決算期においては十分な意見交換を行い日常的な連携を重視し、適宜互いの監査内容の報告をするなど積極的な連携に努めています。

(6) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社の監査体制は監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の3つを基本としています。監査役監査において株主及び債権者の利益の保護を、会計監査において投資家保護を、内部監査において当社の継続的発展と企業価値の向上をそれぞれ目的として、三様監査(監査役監査・内部監査・会計監査)を実施し、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の構築並びに運用状況及びその有効性の検証、評価を三様監査相互の連携及び相互補完を持って推進しています。監査役とは内部監査報告書等の共有や都度コミュニケーションを図っています。また、監査法人とは監査実施時等の社内での作業を行うときに個別に情報を共有しています。また、三様監査の実効性を高め、かつ、全体としての監査の量的向上を図るため、各監査間での監査計画及び監査結果の報告、意見交換等緊密な相互連携の強化に努めております。

株主資本等変動計算書(2023年3月1日から2024年2月29日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,181,103	1,100,043	—	1,100,043
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	226	226	—	226
減資	△1,121,246	—	1,121,246	1,121,246
利益準備金の取崩	—	—	—	—
欠損填補	—	—	△863,621	△863,621
当期純利益	—	—	—	—
当期変動額合計	△1,121,019	226	257,624	257,851
当期末残高	60,084	1,100,270	257,624	1,357,895

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	7,339	△870,961	△863,621	△947	1,416,577	1,416,577
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	—	453	453
減資	—	—	—	—	—	—
利益準備金の取崩	△7,339	7,339	—	—	—	—
欠損填補	—	863,621	863,621	—	—	—
当期純利益	—	128,779	128,779	—	128,779	128,779
当期変動額合計	△7,339	999,740	992,401	—	129,232	129,232
当期末残高	—	128,779	128,779	△947	1,545,810	1,545,810

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

a. 製品、仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

b. 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、レンタル資産及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年

工具、器具及び備品 2～5年

レンタル資産 5年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

a. 市場販売目的のソフトウェア

見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しています。

b. 自社利用目的のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

① 株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

② 社債発行費

支出時に全額費用として処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しています。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しております。また、履行義務が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配することであると判断する代理人取引に該当する場合は、顧客から受け取ると見込まれる金額から仕入先に支払う金額を控除した純額で収益を認識しております。

なお、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社の主な事業であるコンサルティング事業、イノベーション事業、DX・地方共創事業について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

① コンサルティング事業

コンサルティング事業は主として金融機関及び公共機関にコンサルティングサービスを提供しております。

コンサルティングサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、履行義務充足の進捗に応じて段階的に受領する場合と契約期間終了後概ね3か月以内に一括で受領する場合があります。重要な金融要素は含んでおりません。

コンサルティングサービスについては、顧客に対する役務の提供をもって履行義務が充足されることから、役務提供時に収益を認識しております。

コンサルティングサービスのうち、当社が顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受する契約については、作業の進捗に応じて履行義務が充足されると判断しております。これらの契約については作業の進捗度に応じて収益を認識しており、作業の進捗度を見積り、発生したコスト又は工数に基づくインプット法を用いております。

② イノベーション事業

イノベーション事業は書店や小規模売店に向けた無人レジ製品の販売、店舗ソリューションの受託開発及びライセンスの供与を実施しております。

無人レジ製品に関する取引の対価は製品の引き渡し後概ね2か月以内、店舗ソリューションの受託開発については契約期間終了後概ね3か月以内、ライセンスの供与については収益計上後概ね1か月以内に対価を受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

無人レジ製品の販売については顧客に引き渡しが行われることにより、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、引き渡し時点で収益を認識しております。

店舗ソリューションの受託開発は、作業の進捗に応じて履行義務が充足されると判断し、作業の進捗度に応じて収益を認識しております。作業の進捗度を見積り、発生したコストに基づくインプット法を用いております。

ライセンスの供与は、ライセンス先が当社が提供した知的財産を利用して収益を獲得することによりロイヤリティ収入が生じております。ロイヤリティ収入はライセンス先の企業の収益に基づいて生じるものであり、ライセンス先の企業において収益が獲得された時点で当社の収益も認識しております。

③ DX・地方共創事業

DX・地方共創事業は製品の販売及びコンサルティングサービスを提供しております。製品の販売は他の当事者が関与しております。その性質は、当社が当該製品の代理販売を行うことであることから、当該他の当事者により製品が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。代理人として取引を行っている製品の販売は、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定しており、履行義務は契約に基づき製品が引き渡された際に充足されることから、製品の引き渡し時に収益を認識しております。

コンサルティングサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、契約期間終了後概ね3か月以内一括で受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。コンサルティングサービスについては、顧客に対する役務提供時に履行義務が充足されることから、役務提供に応じて収益を認識しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した額

勘定科目	当事業年度計上額
関係会社株式	541,950千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式の実質価額が著しく低下した場合の減損処理の要否については、将来の事業計画に基づく回収可能性により判定しています。当事業年度末時点において関係会社株式の実質価額は著しく低下していないため、関係会社株式評価損は計上していません。実質価額が著しく低下し、将来の不確実な経済条件の変動などによって将来の事業計画に基づく回復可能性がない場合には、関係会社株式評価損の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した額

勘定科目	当事業年度計上額
繰延税金資産	56,205千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の業績予測に基づく課税所得の発生時期及び金額を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断し算出しております。

b. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の算定に際しては、取締役会で承認された翌事業年度の事業計画に対して、確度を勘案した受注見込、労働市況を勘案した採用可能性、当社の過年度の粗利率、販売費及び一般管理費推移等を勘案し、各項目にストレスを付加した上で課税所得見込みを算定しております。

c. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見積りを算出するにあたり使用した仮定は合理的であると判断し繰延税金資産を計上しておりますが、将来予測不能な環境変化により前提条件が大きく異なる場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産等の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務
 短期金銭債権 7,523千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
 営業取引による取引高
 売上高 8,618千円
 受取出向料 63,182千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	12,780,195株	10,800株	一株	12,790,995株

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 10,800株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式 3,211株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 新株予約権等に関する事項(但し、権利行使期間の初日が到来していないものを除く)

当事業年度末における当社から発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 普通株式 19,200株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	45,529 千円
退職給付引当金	45,993 //
未払費用	7,217 //
資産除去債務	2,867 //
税務上の繰越欠損金	325,732 //
減価償却超過額	579 //
減損損失	29,370 //
投資有価証券評価損	4,429 //
その他	26,955 //
繰延税金資産小計	<u>488,675 千円</u>
評価性引当額	<u>△429,622 千円</u>
繰延税金資産合計	<u>59,052 千円</u>

(繰延税金負債)

未収還付事業税等	△2,847 千円
その他	△0 //
繰延税金負債合計	<u>△2,847 千円</u>
繰延税金資産純額	<u>56,205 千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は事業を行うために必要な資金を自己資本、借入及び社債により調達しております。余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

投資に当たっては、当社事業とのシナジー、対象の信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定しております。また、原則として投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債(1年内償還予定の社債を含む)	420,000	418,722	△1,277
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	64,447	64,269	△177
負債計	484,447	482,991	△1,455

(注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は上記には含まれておりません。市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

関係会社株式	541,950千円
投資有価証券(非上場株式)	7,193千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する市場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	418,722	—	418,722
長期借入金	—	64,269	—	64,269
負債計	—	482,991	—	482,991

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

社債及び長期借入金の時価は元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資等の金額	541,950千円
持分法を適用した場合の投資の金額	348,909千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	△73,212千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 TOUCH TO GO	東京都 港区	100,000 (注)1	無人決済店舗システム及びサービスの開発並びに販売	(所有) 直接 39.0 (注)1	出向者の派遣	出向料等の受取(注)2	63,182	その他 流動資産	4,743

(注) 1. 株式会社TOUCH TO GOの資本金及び議決権等の所有割合は、当事業年度末時点の数値であります。

2. 出向者の派遣による出向料は出向元の給与を基準に協議のうえ、決定しています。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				損益計算書 計上額
	コンサルティング事業	イノベーション事業	DX・地方共創事業	計	
売上高					
顧客との契約から生じる収益	2,821,152	72,303	30,394	2,923,850	2,923,850
その他の収益	—	5,808	—	5,808	5,808
外部顧客への売上高	2,821,152	78,112	30,394	2,929,659	2,929,659

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度期首	当事業年度末
顧客との契約から生じた債権	313,224千円	347,569千円
契約資産	85,271	130,792
契約負債	3,428	2,976

契約資産は顧客とのコンサルティングサービスの一部の契約について、進捗度に基づいて認識する収益に係る未請求の対価であります。契約資産は対価に対する当社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は充足していない履行義務に係る前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	120円88銭
1株当たり当期純利益	10円07銭

12. その他の注記

減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	場所	種類	減損損失 (千円)
自社利用ソフトウェア	東京都中央区	ソフトウェア	2,529
		ソフトウェア仮勘定	8,718
		計	11,247
イノベーション事業 事業用資産	東京都中央区	建物	3,210
		レンタル資産	1,497
		計	4,707
共用資産	東京都中央区	工具、器具及び備品	202
		長期前払費用	1,109
		計	1,311
合計			17,267

当社は、資産グループは原則として事業セグメント単位とし、特定の事業セグメントとの関連が明確でない資産については共用資産としています。また、独立したキャッシュ・フローを個別に見積ることが可能な資産又は資産グループについては、個別にグルーピングしております。資産、資産グループ又は共用資産を含むより大きな単位に減損の兆候がある場合、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失を認識した場合には帳簿価額と回収可能価額との差額を特別損失に計上しています。

事業用資産及び共用資産において、収益性の低下による減損の兆候が認められた資産、資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位について将来の回収可能性を検討した結果、回収可能性が認められなくなったものにつき、減損損失を認識しました。

なお、減損を認識した資産、資産グループ及び共用資産を含むより大きな単位の回収可能価額は使用価値により測定しています。使用価値は将来キャッシュ・フローに基づき算定していますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しています。